

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

役員選任規程

平成24年3月18日 制定

平成28年4月20日 改定

(総則)

第1条 この規程は定款第23条の規程に基づいて役員の選任に関する事項を定める。

(委員会)

第2条 役員候補者を選出する機関として、役員推薦委員会及び選挙管理委員会を置く。

2 役員推薦委員は正会員の中から、地区毎に1名を推薦し、地区理事を経て理事会で選任する。

任期は、2年とし、再選は妨げない。

3 委員長及び副委員長は委員の互選による。

4 選挙管理委員会は、役員推薦委員会が兼務する。

5 その他役員推薦委員会に関する事項は別に定める委員会規程による。

(会長・副会長・監事の選出)

第3条 会長、副会長及び監事は立候補制とし、会員の直接選挙により選出する。

2 選挙は別に定める選挙管理規程に基づき、選挙管理委員会が掌理する。

3 会長、副会長及び監事候補者が定数に満たないときは、その役職に応じた候補者を役員推薦委員会が選出し、理事会の協議を経て委員長が総会に提案し、承認を得なければならない。

(理事の選出)

第4条 前条の役職を除く理事候補者は、役員推薦委員会が推薦し、委員長が総会に提案して承認を得なければならない。

2 地区理事候補者は各地区毎に1名を推薦し(郡内地区2名)、当該地区の役員推薦委員を経て委員長に提出する。

(役員の欠員補充)

第5条 会長、副会長及び監事の残任期間が1年以上ある場合は、理事会の議を経て補充する。

2 会長、副会長及び監事以外の役員の補充については、役員推薦委員会の推薦に基づき理事会で選任する。

3 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員推薦委員長は、補充した役員について次期総会に報告し、承認を得なければならない。

(推薦、候補者名簿)

第6条 役員推薦委員は、役員改選期にあたる定期総会の60日前までに、会長、副会長及び監事を除き、当該地区理事を含む役員候補者を推薦し、委員長に提出するものとする。

2 役員推薦委員長は前項の役員候補者を同委員会で協議のうえ役員候補者名簿を整備し、定期総会の30日前までに会長に通知するものとする。

(補 則)

第7条 役員推薦委員は会議で知り得た重要事項を、退任後においてもみだりに外部に漏らしてはならない。

第8条 役員推薦委員が役員に立候補しようとする時は、役員改選期にあたる定期総会開催日の6カ月前までに、役員推薦委員を辞任しなければならない。

第9条 役員推薦委員に欠員が生じた場合には、当該地区より補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(附 則)

第10条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

第11条 この規程は平成24年4月1日から施行する。